

継続企業の前提が不成立である場合における 意見不表明問題

A Problem of Auditor's Disclaimer for the Enterprise Which Is Not
under the Going Concern Assumption

濱 本 明
Hamamoto Akira

目次

- I 序
- II 継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提とした財務諸表が作成されているときにおける監査人の対応
 - 1. 制度の概要と先行研究
 - 2. 経営者に清算の意図がある場合における意見不表明の事例
 - 3. 継続企業の前提が不成立である「一定の事実」に直面している場合における意見不表明の事例
 - 4. 事例における制度上の不明点
- III 継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提としない財務諸表が作成されたときにおける監査人の対応
 - 1. 制度の概要と先行研究
 - 2. 継続企業を前提としない財務諸表に対する意見不表明の事例
 - 3. 継続企業を前提としない財務諸表と監査意見
- IV 結

(要旨)

意見不表明は、監査基準の規定に示されるように、意見を表明してはならない特段の事情等に限られるべきであり、特に複合的未確定事項については、安易な意見不表明を慎むべきである。しかしながら、実際には継続企業の前提に関して合理的な基礎が得られないとして意見が表明されないケースが少なくない。そして、本ケースの中には、監査基準及び監査実務指針の規定において監査人が行うべき対応が不明確であるために、いかなる監査意見を表明すべきか不明であることが原因となっているおそれがあるものが少なくない。そこで、監査基準及び監査実務指針の文理解釈、継続企業の前提に関して意見不表明となった監査報告書を分析することによって、継続企業の前提が成立していない場合において、いかなる根拠規定の不備によって監査人の対応が意見不表明にならざるを得ないところを明らかにし、その解決策として現行規定の理論的解釈や既存の会計基準等によって意見表明に足る合理的基礎を得ることが可能で

ある点についても明らかにした。そして、このような場合における実務指針による対応も必要である。

(キーワード)

ゴーイング・コンサーン、継続企業の前提、意見不表明、一般目的財務諸表、適正性意見

I 序

監査基準・四報告基準・一基本原則4においては、監査人による意見不表明について「監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。」と規定され、四半期レビュー基準・第三報告基準・9結論の不表明においても同様の内容が規定されている。

また、監査基準・第四報告基準・五監査範囲の制約においては「監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。」として複合的未確定事項について意見不表明を認める旨が規定され、四半期レビュー基準・11将来の帰結が予測し得ない事象等において同様の内容が規定されている。

そもそも意見不表明は、監査基準の規定に示されるように、意見を表明してはならない特段の事情等に限られるべきであり、特に複合的未確定事項については、継続企業の前提に関する監査が導入された平成14年改正監査基準の前文において「将来の帰結が予測し得ない事象や状況が生じ、しかも財務諸表に与える当該事象や状況の影響が複合的で多岐にわたる場合（それらが継続企業の前提にも関わるようなときもある）に、入手した監査証拠の範囲では意見の表明ができないとの判断を監査人が下すこともあり得ることを明記し

たが、基本的には、そのような判断は慎重になされるべきことを理解しなければならない。」として安易な意見不表明を慎むべき内容の見解が公表されている。

しかしながら、実際には継続企業の前提に関して合理的な基礎が得られないとして意見が表明されないケースが少なくない。そして、これらのケースの中には、重要な監査手続が実施できなかった場合や十分な監査証拠が入手できなかったケースだけでなく、監査基準及び監査実務指針の規定において監査人が行うべき対応が不明確であるために、いかなる監査意見を表明すべきか不明であることが原因となっているおそれがあるものが少なくない。もし、このような制度上の不備を理由として監査人が職務を全うできないならば、監査制度の社会的信頼性確保の観点から重要な問題があるといえる。また、これによって同様のケースにおいて、それぞれ監査人の対応が異なることによって、財務報告の利用者に誤解を与えるおそれもある。さらに、規定上の対応が不明確であるために監査人の対応が過度に保守的とならざるを得ないおそれもあり、その結果、被監査会社のレピュテーションの不当な低下や上場廃止に至るなど利益を著しく害し、経営者の監査人に対する不信任を生じさせるおそれもある。

そこで、本稿では、監査基準及び監査実務指針の文理解釈、継続企業の前提に関して意見不表明となった監査報告書を分析することによって、継続企業の前提が成立していない場合において、監査人の判断のための根拠規定の不備によって監査人の対応が意見不表明

にならざるを得ないことを明らかにし、その解決策についても明らかにすることを狙いとする。

Ⅱ 継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提とした財務諸表が作成されているときにおける監査人の対応

1. 制度の概要と先行研究

継続企業の前提が不成立である場合、すなわち継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合において、継続企業を前提とした財務諸表が作成されている場合における監査人の対応については、平成14年に改正された監査基準・四報告基準・六継続企業の前提4において、次のように不適正意見を理由とともに表明する旨が規定されており（下線は筆者）、監査基準委員会報告書570「継続企業」（以下、「監基報570」と略記）第20項、四半期レビュー基準・第三報告基準・12継続企業の前提においても同様の内容が規定されている。

【監査基準・第四報告基準・六継続企業の前提】

4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

上記規定の文理解釈によって、上記規定が（1）経営者による継続企業の前提に関する注記開示について一切なされていない場合に不適正意見を表明するのか、（2）経営者によって継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記開示がなされている場合である場合において表示方法について不適正意見を表明するのか、又は（3）経営者によって継続企業の前提に基づき財務諸表を

作成することが不適切である旨の注記開示がなされている場合であっても不適正意見を表明するかについて、どの場合における監査人の対応について規定しているのかが規定上からは不明確であった。

しかし、当該不明点については、平成23年12月に監基報570が公表され、以下の適用指針A25項において、次のように規定（下線は筆者）されたことから、経営者による注記開示の有無や内容にかかわらず監査人が不適正意見を表明する必要があることが明らかになった。

【監基報570適用指針A25項】

A25. 継続企業を前提として財務諸表が作成されているが、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないとして監査人が判断した場合には、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが不適切である旨が財務諸表に注記されているとしても、第20項に従い監査人は否定的意見を表明する。

継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、例えば、次のような一定の事実が存在する場合がある。

- ・更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など
- ・再生手続開始決定の取消し、再生計画の不認可など
- ・破産手続開始の申立て
- ・会社法の規定による特別清算開始の申立て
- ・法令の規定による整理手続によらない関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定
- ・行政機関による事業停止命令

次に、継続企業を前提として財務諸表を作

成することが適切でない「一定の事実」については、現在は適用が廃止されている監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」（以下、旧監基報22号）第19項において清算型法的倒産処理手続の段階に至る場合等が例示されていたものが、上記のように監基報570適用指針A25項に引き継がれている（下線は筆者）。しかし、当該規定に例示されている「一定の事実」以外のいかなる場合が該当するかについての判定基準は示されていない。

但し、平成23年12月において、以下のよう
に監基報570第2項（下線は筆者）が公表されたことによって、上記例示以外に、（1）経営者に清算の意図がある場合、（2）経営者に事業停止の意図がある場合、（3）清算以外に現実的な代替案がない場合、（4）事業停止以外に現実的な代替案がない場合においては、継続企業の前提に基づいた一般目的財務諸表が作成されない旨が示されている。

【監基報570第2項】

2. 継続企業の前提の下では、企業は予測し得る将来にわたって事業を継続することが想定されている。一般目的の財務諸表は、経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。（後略）

しかし、上記のケース以外に継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合が存在するか否か、存在する場合には具体的にどのようなケースかについては不明点が残っている。

以上のように、継続企業の前提が不成立である場合に継続企業を前提とした財務諸表が作成されているときに監査人は不適正意見を表明することが制度上想定されているが、実

際には意見不表明となるケースが存在する。

これに関する先行研究としては、まず、継続企業の前提が不成立である場合において継続企業ベースで作成された米国企業の財務諸表と監査報告書を分析することによって、清算ベースの財務諸表として重要な除外事項がある場合には不適正意見が表明され、仮に清算ベースの財務諸表を作成したとしても当該財務数値の適正性について経営者にも監査人にも分からない場合には財務諸表に除外事項があるとは言えないので意見不表明となるのが監査人の理論的対応であるとする考え方があるⁱ⁾。

なお、この他、継続企業の前提に関する不確実性が重要である場合に監査意見が表明されないとする考え方も示されているⁱⁱ⁾が、この場合は平成21年改正以降における監査基準の適用により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する旨が適正に注記開示されていれば適正意見が表明されるため、制度的には解決している。

また、監査人の実務的対応として、やむにやまれぬ事情によっては緊急避難的に意見不表明とならざるを得ない場合があるとする考え方もあるⁱⁱⁱ⁾。このような実務的内容に関する諸事情について、各企業の監査人に対するインタビュー調査によっても、監査人の守秘義務（公認会計士法第27条、監査基準・第二・一般基準8）との関係から、監査報告書に示される以外の情報を入手することは期待できない。

しかしながら、そもそも、意見不表明は、監査意見の1類型として考えるべきでなく、監査基準、監査実務指針で意見表明が禁止されるケースや複合的未確定事項の重要性が高い極めて希なケース以外における監査人による意見不表明は許容されないと考えるべきである。その理由は、第1に意見不表明によって監査判断が不可能であることを財務報告の利用者に伝達しても財務報告の信頼性の程度

を引き上げる訳でなく監査人は責任を全うしていないからである^{iv)}。そして第2に、意見不表明を無制限に許容すると、本来ならば不適正意見を表明すべき状況において、これを回避する手段として意見不表明が濫用・悪用される危険性があるからである^{v)}。

そこで本稿では、安易な意見不表明は上記の理由から禁止されるべきであることその他、意見不表明が上場廃止原因（日本取引所グループ株券上場廃止基準第2条など）や会社のレピュテーションを悪化させる原因となることから、極めて希なケース以外における監査人による意見不表明は許容されないと解する立場から^{vi)}、安易な意見不表明は避けるべきとする考え方を問題意識として意見不表明の事例を分析する^{vii)}。

2. 経営者に清算の意図がある場合における意見不表明の事例

(1) 株式会社ノエルにおける意見不表明の事例

株式会社ノエルの平成20年8月期計算書類について、経営者は継続企業の前提に関する注記開示を行っていたが、これに対して会計監査人から、以下を理由として意見を表明しない旨の監査報告書を会社側が受領したことが公表された（下線は筆者）。また、当該公表日と同日に、同社及び子会社が東京地方裁判所に申立てを行い、破産開始手続開始が決定された旨も公表された。

【株式会社ノエル平成20年8月期の意見不表明の理由】

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は不動産市況の悪化による販売不振により営業損失を計上し、特別損失としてたな卸資産の評価減等を実施した結果、16,488百万円の当期純損失となり、8,510百万円の債務超過となった。また、たな卸資産の売却が遅

延したことにより、一部の借入金の返済・借換えが出来ない状況となった。この状況に対応して、経営改善策の策定と向こう3カ年の中期経営計画を策定し収益構造の再構築を図ること、また、財務体質の安定化として、金融機関の協力を仰ぎながらたな卸資産の早期売却を進め借入金の返済を実行するとともに、毀損した自己資本の回復等に向け第三者割当をメインシナリオとする資本増強策を模索することとしている。会社の対応策は、上記対策の実現及び金融機関の協力に依存しているが、不動産市況から当該経営改善計画の達成は不透明な状況であり金融機関の融資姿勢も明確となっていないこと、また、資本増強策についても未だ決定していないことから、向こう一年間の事業継続性に関する合理的な心証を得ることが困難な状況となった。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の連結決算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

本ケースは、監基報570公表前であることから、旧監基報22号第19項に例示されていた継続企業の前提が成立しない「一定の事実」にあてはめて判断すれば、継続企業の前提が成立しない場合には至っていないと判定することができる。経営者が上記のように判断したかどうかは不明であるが、平成20年8月期の監査報告書から、連結計算書類には継続企業の前提に重要な疑義は存在しているが、継続企業の前提が成立しない場合に至っていないと判断され注記開示されている。

これについて、監査人は、そもそも本ケースが継続企業の前提が成立しているか否かについて当時は不明であったと考えることができる。すなわち、本事例の破産手続申立日と監査報告書の作成日の前後関係については不

明であるが、もし、監査報告書作成日より前に破産手続申立てが行われていたならば、旧監基報22号第19項に例示される継続企業の前提が否定される「一定の事実」に該当するため、監査人は不適正意見を表明すべきであったと考えられる。問題になるのは、監査報告書作成日後に破産手続申立てが行われていた場合である。この場合、少なくとも経営者に既に清算の意図があったことは明らかであり、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ともいえない状況であったと考えられ、その結果、監査人は意見を表明しなかったと考えられる。しかし、今日においては、本ケースは経営者に清算の意図があるため監基報570第2項により継続企業の前提が不成立であると判定することができる。

なお、本ケースにおいて財務改善策について向こう1年間の事業継続性に関する合理的な心証を得ることが困難な状況があることは、監査基準によると合理的な評価期間(1年間)において継続企業の前提に重要な疑義があることの根拠にはなるが、これが直ちに意見不表明に結びつくか否かは明らかでない。しかしながら、評価期間における経営計画の実効性が不明であるとして意見不表明又は結論不表明となったケースが47例ある^{vi)}。

これについては、継続企業の前提に関する適正意見及び注記開示の記載事例における今後の課題として、「今後の1年間の資金繰りの状況において、確保できている旨の記載が的確になされていることが重要と考えられるが、GC注記に資金繰りの状況が的確に記載されていない事例が多い。」^{ix)}として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況にあるならば、資金の手当てができていないかを示す資金計画を開示すべきとする見解がある^{x)}。すなわち、経営者の経営計画等の対応策を検討する際に、今後1年間の資金繰りが確保されれば、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合の適正意

見及び注記開示がなされ、確保できなければ、それ以外の対応がなされるとする考え方である^{xi)}。

これに対して、継続企業の前提に関する適正意見の表明が「少なくとも今後1年間は当該企業の倒産はないことに関する「保証」を与えたかのような世間一般、とりわけ、マスコミにおける誤解」^{xii)}として、今後1年間の企業の継続を保証しているわけではないとする考え方もある。

結局のところ、実務において(少なくとも当時は)継続企業の前提に関する適正意見について、誤解ないし解釈の混乱があったため、監査人は適正意見及び注記開示という選択を行うことができず意見不表明となったとも考えられる。

(2) 土佐電気鉄道(株)における意見不表明の事例

土佐電気鉄道(株)の平成26年3月期財務諸表について、監査人は、以下の理由によって意見不表明とした(下線は筆者)。なお、経営者が継続企業の前提に関する注記開示を行っていなかったケースである。

【土佐電気鉄道(株)平成26年3月期の監査報告書(一部)】

会社は平成26年4月30日の取締役会において、平成26年10月までに新会社へ重要な全事業の譲渡及び会社の特別清算を行うことを決議している。当該取締役会決議を実行するには株主総会の決議を経る必要があり、これが可決された場合には見込みどおり特別清算に入ることとなる。ただし、株主総会の決議が可決されるか否かについては現時点においては不明であり、あらゆる監査手続によっても会社の継続企業の前提に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

この結果、私たちは、会社の作成した継続企業を前提とする財務諸表について適正かどうかを判断することができなかった。

本ケースは、監基報570公表後であり、経営者に清算の意図があるが、全事業は新会社に移譲されて存続するため、経営者に事業停止の意図はないケースである。すなわち、監基報570適用指針A25項における継続企業の前提が成立しない「一定の事実」には該当せず、また経営者に事業停止の意図はないため、継続企業の前提は成立しているとも考えられるが、一方で、経営者に清算の意図があるために、継続企業の前提は成立していないとも考えることができる。なお、監基報570公表前において、経営者に清算の意図があるにもかかわらず意見不表明となったケースが3例ある^{xiii)}。

経営者は、継続企業を前提とする財務諸表を作成し、新会社への事業譲渡及び特別清算について重要な後発事象において開示しているが、継続企業の前提に関する事項は「該当なし」としており注記開示を行っていない。

これについて監査人は、まず、本ケースにおいて継続企業の前提が成立しているか否かについて、上記のように2つの異なる解釈が可能であり、あるべき監査人の対応が不明確であった。また、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でないと判断された場合、これについて注記開示が必要か否かについても制度上不明であり、よってあるべき監査人の対応も不明確であった。

仮に、継続企業の前提が成立していると解釈していたなら、経営者が継続企業の前提に関する重要な不確実性について注記開示していないことは除外事項になるし、逆に継続企業の前提が成立していないと解釈していたなら、経営者が継続企業を前提とする財務諸表を作成したことに対して不適正意見を表明す

べきということになる。よって、監査人は、いずれの対応をとるべきかについて制度上明らかになっていないことから意見を表明できなかったと解される。

3. 継続企業の前提が不成立である「一定の事実」に直面している場合における意見不表明の事例

株式会社モリモトの平成21年3月期財務諸表について、経営者は継続企業の前提に関する注記開示を行っていたが、監査人は、以下の理由によって意見不表明とした（下線は筆者）。

【株式会社モリモト平成21年3月期の監査報告書（一部）】

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成20年11月28日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。その後、平成20年12月8日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされ、平成21年4月24日に東京地方裁判所へ再生計画案を提出している。今後、再生計画案は、裁判所の認可決定が確定した後に遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

本ケースは監基報570公表前であることから、旧監基報22号第19項に例示されていた継続企業の前提が成立しない「一定の事実」にあてはめて判断すれば、再生型法的倒産処理手続の申立て及び開始決定であることから、継続企業の前提が成立しない「一定の事実」には該当しないと判定することができる。また、監基報570第2項に当てはめても、再

生型倒産処理手続を申し立てていることから、経営者は経営再建の意思があり清算や事業停止は意図していないことから、今日においても継続企業の前提は成立すると判定することができる。よって、経営者は継続企業を前提として財務諸表を作成し、継続企業の前提に関する注記開示を行っている。

しかし、再生計画が不認可となって破産手続に移行すれば、継続企業の前提が成立しない「一定の事実」に該当することになる。実際には、当該監査報告の後である平成21年6月24日に再生計画についての認可決定が行われたのであるが、監査人は再生計画認可の可否について保守的に判断して、継続企業の前提が不成立である一定の事実と直面しているとして意見を表明しなかったと考えられる。

以上のことは、(株)Human平成20年7月期四半期レビュー報告書において「民事再生会社については、継続企業の前提が成立しているかの判断は困難」と監査人が結論不表明の根拠として示していることから確認できる。

また、本ケースと同様に民事再生手続開始決定を理由として意見不表明又は結論不表明となったケースは40例ある^{xiv)}。さらに、本ケースと類似する事例として、会社更生手続開始決定を理由として意見不表明又は結論不表明となったケースが4例^{xv)}、産業再生機構による支援決定を理由として意見不表明となったケースが1例^{xvi)}、監督官庁による業務停止命令を理由として意見不表明となったケースが1例ある^{xvii)}。

4. 事例における制度上の不明点

以上、継続企業を前提が不成立である場合において継続企業を前提とした財務諸表が作成されているときに意見不表明であったケースを分析すると、そのほとんどが継続企業の前提が不成立である場合であるか否かについて制度上明らかでなかったことによって、監査人が意見を表明できなかったと考えられる

ケースが多いことが確認できる。これについては、監基報570の公表によって継続企業の前提が成立しない「一定の事実」以外のケースが明らかになり制度的に解決した部分もあるが、未だ規定上明らかでない点も残っている。

土佐電気鉄道(株)のように経営者に清算の意図があるが事業停止の意図はないケースにおいては、同社と事業の譲渡先である新会社における事業の継続性を重視するならば継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切と考えられるが、重要な財務報告の利用者である同社の既存株主の権利を重視するならば投資の継続性が認められるか否かで判断するのが理論的と考えられる^{xviii)}。

また、株式会社モリモトのように民事再生開始決定後の再生計画案が認可前であるケースについては、企業の作成した再生計画案の実効可能性について監査人が検討するのが理論的と考えられる。

さらに、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合において適正意見を表明するには、すなわち継続企業の前提が不成立ではない要件として、今後1年間の資金繰りが確保される必要があるか否かについては、必ずしも確保の必要はないと解される。その理由は、規定上は、最低1年間の評価期間において資産を回収し負債を返済することができない可能性がある場合、それが適正に注記開示されていれば適正意見を表明することとなっている(監基報570第17項、同第18項)からである。また、資金繰り悪化によって倒産に至ったとしても、再生型倒産処理手続によって救済される余地もあり、会社の清算に至らない限り継続企業の前提は成立するからである。

さらに、継続企業の前提が成立していない旨について何らかの注記開示が必要か否かについては、後述するように監査人が準拠性意見でなく適正性意見を表明するためには財務

報告の利用者のニーズを満たすような要求事項以上の開示を行う必要があるから、注記開示は必要と考えられる。

Ⅲ 継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提としない財務諸表が作成されたときにおける監査人の対応

1. 制度の概要と先行研究

継続企業を前提が不成立である場合において、当該企業のいかなる情報を提供すべきかについて規定した会計基準は我が国には存在しない。そこで、日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第11号「継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価について」（以下、「研究報告11」と略記）が平成17年4月に公表されている。

また、平成27年7月に第24回財務会計基準機構基準諮問会議（以下、「諮問会議」と略記）において、研究報告11に規範性がなく、我が国の会計基準として認められないため、継続企業を前提が不成立である場合に作成される財務諸表に関する会計基準の開発が検討された。

そこでは、そもそも継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合に監査を受けなければならないケースは極めて少なく、この場合、監査人側のニーズは認められるが一般的ニーズは高くないと考えられた。その結果、継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発は便益に見合わないとして、開発決定には至らなかった。よって、継続企業の前提が不成立である場合において、継続企業を前提としないで財務諸表が作成された場合における監査人の対応については、制度上は未だ不明確である。

これについては、清算に関する会計基準が存在しないことを理由に意見不表明とすることが実務上の最も賢明な選択肢とする考え方がある^{xix)}。

また、継続企業を前提が不成立である場合において清算ベースで作成された米国企業の財務諸表について、経営者の資産及び負債の評価額の適正性に関する不確実性の影響が重要であるとして監査人が意見不表明とした事例を分析することによって、経営者が作成する財務数値が適正、すなわち経営者の見積と実際の処分額との乖離が小さいと判断されれば適正意見が表明される余地があり、当該乖離が大きければ意見不表明とするのが監査人の理論的対応とする考え方もある^{xx)}。

2. 継続企業を前提としない財務諸表に対する意見不表明の事例

(1) カネボウ株式会社における意見不表明の事例

カネボウ株式会社の平成19年3月期財務諸表について、監査人は、以下の理由によって意見不表明とした（下線は筆者）。

【カネボウ株式会社の平成19年3月期の監査報告書（一部）】

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、カネボウ株式会社は平成19年4月26日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会に解散議案を上程することを決議した。このような状況を
受け会社は上記の財務諸表について、長期貸付金等の重要な資産及び負債に関しては清算を仮定した処分価額で評価する会計方針を採用している。当該会計方針は継続企業を前提とした会計方針とは異なるが、企業会計上において一般に公正妥当と認められている会計処理の基準までは明示されていない。このため、継続企業を前提としないで作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

本ケースは、監基報570公表前であることから、旧監基報22号第19項に例示されていた継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない「一定の事実」にあてはめて判断すれば、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には至っていないと判定することができる。

経営者が実際に上記のプロセスを経て判断したかどうかは不明であるが、平成19年3月期財務諸表には以下のような注記開示（下線は筆者）がなされていることから、継続企業の前提に重要な疑義は存在しているが、継続企業を前提に財務諸表を作成することが適切でない場合に至っていないと判断しているが確認できる。

【カネボウ株式会社の平成19年3月期の財務諸表における注記開示（一部）】

当連結会計年度末日において継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。連結財務諸表は、長期貸付金等の重要な資産及び負債に関しては、清算を仮定した処分価額で評価する会計方針を採用しております。

これについて、監査人はまず、本ケースが、継続企業の前提が成立しているか否かについて不明であったと考えられる。すなわち、解散決議は旧監基報22号第19項において継続企業の前提が不成立である「一定の事実」には該当しないが、当時既に公表されていた研究報告11の6（2）において解散決議を追加すべきとの見解が示されており、その位置付けが曖昧である。また、本ケースは解散決議そのものでなく、解散議案上程についての取締役会決議であるから、この段階で継続企業の前提が不成立であるか否かが制度上は不明であった。

但し、監基報570第2項に、継続企業の前提が不成立である場合として、経営者に清算

の意図がある場合が追加されたことから、今日においては、本ケースは継続企業の前提が不成立であると判定することができる。

次に、本ケースが継続企業の前提が不成立である場合として、重要な資産及び負債に関しては、清算を仮定した処分価額で評価したことの適否が問題となる。監査報告書に示されている意見不表明の理由は、当該評価額の不確実性の重要な影響ではなく、企業会計上において一般に公正妥当と認められている会計処理の基準が明示されていないことである。すなわち、継続企業の前提が不成立である場合に作成される財務諸表に関する会計基準が存在しないために、適用した会計方針の根拠となる会計基準が明示されず、よって、これに対する監査人のとるべき対応も制度上不明であった。

(2) 株式会社みらい建設グループにおける意見不表明の事例

株式会社みらい建設グループの平成20年3月期財務諸表について、監査人は、以下の理由によって意見不表明とした（下線は筆者）。
【株式会社みらい建設グループの平成20年3月期の監査報告書（一部）】

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、平成19年9月27日に東京地方裁判所に民事再生手続き開始申立てを行い、平成19年10月2日に民事再生手続きの開始決定を受けている。また、当事業年度において重大な特別損失を計上し、10,589百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該債務超過の状況を解消すべく、会社は再生計画案を策定し、平成20年3月26日に東京地方裁判所に再生計画案を提出した。その後の債権者集会の書面決議により原案通り賛成多数で可決され、同年5月14日に東京地方

裁判所により認可決定を受けている。当該、再生計画において株式会社みらい建設グループは清算が予定されている。このため、株式会社みらい建設グループの財務諸表は清算を前提とした資産評価基準を基に作成されている。計上されている資産は今後換金化されるものがほとんどである。

よって、当該評価の妥当性について上記財務諸表に対する意見表明の合理的な基礎を得ることができなかった。

本ケースは、監基報570公表前であることから、旧監基報22号第19項に例示されていた継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない「一定の事実」にあてはめて判断したとすると、民事再生手続の開始決定がなされ、再生計画も認可されているので、継続企業の前提が不成立である「一定の事実」には該当しないことになる。しかし、再生計画は、連結子会社の再生を図って親会社を清算することであることから、親会社については継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切でないと考えることもできる。

経営者が上記のように判断したかどうかは不明であるが、平成20年3月期財務諸表には以下のような注記開示（下線は筆者）がなされていることから、継続企業の前提に重要な疑義は存在しているが、継続企業を前提に財務諸表を作成することが適切でない場合に至っていないと判断したことが確認できる。
【株式会社みらい建設グループの平成20年3月期の財務諸表における注記開示（一部）】

当社並びに連結子会社であるみらい建設工業株式会社、みらいジオテック株式会社及びテクノマリックス株式会社は、平成19年9月27日に東京地方裁判所に民事再生手続開始申立を行い、平成19年10月2日に民事再生手続の開始決

定を受けております。また、当連結会計年度において重大な特別損失を計上し、10,749百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社及び民事再生手続開始申立を行った連結子会社3社は、平成20年3月26日に東京地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、同年5月14日に東京地方裁判所により認可決定を受けております。

今後当社は、適宜の時期に解散して清算業務を行う予定であり、また、連結子会社3社はスポンサーの支援を受けたうえ、十分な収益性を有する企業となるべく事業構造の改善を行って事業の再生を図ることとなっております。

従いまして、連結財務諸表の当社にかかわる部分については、継続企業を前提として作成されておらず、清算を前提として資産を売却可能価額で評価いたしております。一方、連結財務諸表の連結子会社にかかわる部分については、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響は反映しておりません。

そして、連結財務諸表の親会社に関する部分については清算を前提として資産を売却可能価額で評価し、連結子会社に関する部分については継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な疑義とともに注記開示している。

これに対して、監査人は、そもそも本ケースが継続企業の前提が成立しているか否かについて当時は制度上不明であったが、これについては、監基報570第2項に、継続企業の前提が不成立である場合として、経営者に清算の意図がある場合が追加されたことから、

今日においては、本ケースは継続企業の前提が不成立であると判定することができる。

次に、本ケースが継続企業の前提が不成立である場合として、親会社の資産及び負債に関しては、清算を仮定した処分価額で評価したことの適否が問題となる。監査報告書に示されている意見不表明の理由は、資産評価の妥当性に合理的な基礎を得ることができなかったとしている。しかし、監査人は資産評価の妥当性についていかなる判断を行ったかについての詳細は示されていない。そのため、監査人は、継続企業の前提が不成立である場合における資産評価の根拠となる会計基準が存在しないために、合理的な基礎を得ることができなかったと判断したと解される。

3. 継続企業を前提としない財務諸表と監査意見

以上、継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提としない財務諸表が作成されたときに監査人が意見を表明しなかった事例から、そもそも継続企業を前提が不成立である場合が制度上不明であったこと、継続企業を前提としない財務諸表における資産及び負債の評価についての会計基準が存在しないことにより監査人が意見を表明することができなかったと分析することができた。

継続企業の前提が不成立である場合において継続企業を前提としない財務諸表が作成されたときにおける監査人のあるべき対応については、そこで作成される財務諸表の種類（一般目的か特別目的か）、完全な一組の財務諸表の内容、監査意見の種類（適正性意見か準拠性意見か）が明らかにされる必要がある。

まず、一般目的財務諸表か特別目的財務諸表かについては、諮問会議においては、継続企業の前提が不成立である会社の多くは、特定の株主、債権者のニーズしか想定し得ないこと、損益に関する情報ニーズは低く、分配可能財産に関する情報ニーズが高いことから、

特別目的財務諸表と位置付け、親会社に清算の意図がある100%保有子会社については、事業継続の可能性があり、投資家からの情報ニーズが存在する可能性があることから一般目的財務諸表と位置付けて会計基準の開発が検討された。

確かに、上場廃止となり清算型倒産処理手続に移行した会社に関する利害関係者の情報ニーズに着目すれば、そこでは特別目的財務諸表が作成されるべきと考えられる。しかしながら、継続企業の前提が不成立となり上場廃止になってとしても、清算手続決定日までの間是有価証券報告書の提出義務は、当然には免除されないことに注意する必要がある。

すなわち、相当の期間事業を休止している場合や、有価証券報告書提出開始から5年を経過し、かつ過去5事業年度における株主数が300名未満となった場合を除いては、公益又は投資者保護を鑑みて有価証券報告書の提出義務があり、よって金融商品取引法監査の対象となる。そして、清算手続決定日以降に至って初めて会計監査人は地位を失い（会社法第477条第6項）、有価証券報告書の提出は免除されることから（金融商品取引法施行令第4条第2項）、法定監査は行われなくなる。

よって、上場廃止後においても清算手続決定日までは、引き続き金融商品取引法上又は会社法上の法定監査の対象会社となる場合があり、この場合における開示及び監査制度は、通常の継続企業の前提が成立する会社と公益又は投資者保護等を趣旨とすることに変わりはないから、一般目的財務諸表が公表されるべきと解される。

以上のように、情報ニーズの観点からは諮問会議の見解のように特別目的財務諸表が作成されるべきと考えられる。しかしながら、法定監査が継続する企業については、制度趣旨から一般目的財務諸表が作成されるべきと考えられ、継続企業の前提が不成立と判定さ

れた決算日においては、一定期間上場は維持されている状態であるから情報ニーズの観点からも一般目的財務諸表が作成されるべきと解される。

次に、監査対象として一般目的財務諸表に関する完全な一組の財務諸表の内容については、清算価値で評価される資産及び負債に関する情報の他、通常の一般目的の財務報告の枠組みにおいて要求される財務諸表、すなわち継続企業ベースの財務諸表が含まれている必要があると解する。その理由は、確かに将来の清算手続決定日における財産目録及び貸借対照表における資産及び負債の評価額の予測に資する情報として清算価値で評価される資産及び負債に関する情報は必要であるが、継続企業の前提が不成立と判定された決算日の時点においては、一般の投資家の情報ニーズや保護の必要性があり継続企業ベースの財務情報も必要と考えられることから、これだけでは一般目的財務諸表として情報が十分でないからである。

また、上場廃止後においても、次の理由から継続企業ベースの財務情報が必要とな

る。これについて、継続企業の前提が不成立となった決算日後に清算手続決定日が到来し、清算手続中に清算事務年度末が到来した場合における各制度の財務報告を示したのが次の図表である。

会社法上は、継続企業の前提が不成立となった決算日から清算手続決定日までの間における会社財産の増減原因に関する財務報告が要求されていないが、当該決算日から清算開始に至るまでの損益情報は、株主にとって重要な情報と考えられるから、当該決算日及び清算手続決定日における継続企業ベースの財務情報は必要と考えられる。また、清算価値で評価される資産及び負債と継続企業ベースの貸借対照表との比較情報についても、株主にとって清算価値算定の妥当性判断、将来の売却損益算定等のための重要な情報と考えられる。なお、税務上確定申告書に添付する決算書については、継続企業ベースで税金費用、租税債務が算定される（法人税法第22条第4項）ことから、継続企業ベースの財務諸表を要求することは、企業にとって事務負担の過度な増大とはならないと考えられる。

図表 決算日（GC不成立）と清算株式会社
の金融商品取引法・会社法・法人税法における財務報告

【GC 不成立】		
決算日	清算手続決定日	各清算事務年度末
<金融商品取引法>		
?	・作成免除	・作成免除
<会社法>		
?	(清算価値ベース) ・財産目録 ・貸借対照表（棚卸法）	(継続企業ベース) ・貸借対照表（勝導法） ・事務報告 ・附属明細書
<税 法>		
(継続企業ベース) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	(継続企業ベース) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	(継続企業ベース) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書

さらに、ここで表明される監査意見は適正性意見か準拠性意見かについては、通常の一般目的財務諸表及び清算価値で評価される資産及び負債に関する情報に対する監査意見であり、その財務報告の枠組みは単に要求事項を遵守することだけでなく、財務報告の利用者のニーズを満たすような要求事項以上の開示を行う必要がある場合があると考えられるため、適正性意見が表明されるべきと解される。

以上のように解釈すると、継続企業の前提が不成立と判定された決算日において監査人は、通常の一般目的財務諸表については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、清算価値で評価される資産及び負債に関する情報については研究報告11で示されている考え方により判断することができると考えられる^{xxi)}。この場合、前述の2社の事例に当てはめると、監査意見は不表明とはならず、開示する情報が不十分であることから不適正意見が表明されることになる。

Ⅳ 結

以上、継続企業の前提が不成立である場合における監査人の意見不表明は、監査意見を表明するための根拠規定の内容が不明確であること、根拠規定そのものが存在しないことが原因となっているおそれがある点について明らかにした。また、これらのような場合においても、現行規定の理論的解釈や既存の会計基準等によって意見表明に足る合理的基礎を得ることが可能である点についても明らかにした。

しかし、根拠規定を欠いたままでの監査報告は、同じケースにおいても監査人の解釈によって異なる対応が行われるおそれがあり、それが何を意味するかについて利用者に理解され難く混乱を招くおそれがある。さらに、経営者と監査人の解釈が異なる場合、互いの不信感を生じさせる原因となるおそれがある。

そして、このことは法定監査である場合には、監査制度に関する信頼性にも関わる問題である。

特に、継続企業の前提が不成立である場合の判定基準や継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合との峻別方法、継続企業の前提が不成立である場合における財務報告の内容に関する基準が監査上は必要である。

諮問会議の議事録によると、継続企業の前提が不成立である場合の会計基準開発に関する提案は監査人側から提出されたものであるとされているが、監査意見表明において上記のような不明点が存在することからの要望であったと考えられる。

これを受けて、諮問会議は、平成25年に議論にいったん着手したものの、企業会計審議会の監査部会において特別目的財務諸表の監査の検討が行われていたため、平成26年監査基準改正の翌年になって検討が再開された。そして、そこでは継続企業の前提が不成立となった決算時だけでなく、それ以降における包括的な財務報告の方法が議論された。また、継続企業の前提が成立しない場合における財務諸表については、継続企業の前提が成立しないと期間配分手続や流動固定分類の表示等、清算貸借対照表を中心とした広範な検討が必要であり、会計基準開発に長期間を要すると判断された。これに対して、当該基準による財務報告の一般的ニーズが高くなく、便益に見合わないとして会計基準開発は見送られた。ここで、諮問会議において一般的ニーズが高くないとされたのは、①会社更生法により更生手続を進めてきたが更生手続が取消又は不認可となったケースにおいて解散決議を行うまでの間、②民事再生法により再生手続を進めてきたが再生計画が取消又は不認可となったケースにおいて解散決議を行うまでの間、③民事再生手続の再生計画において事業譲渡後の清算が示唆されている場合、④行政機関

等による事業停止命令によって会社を継続できない状況となり解散決議を行うまでの間について事例を調査したが、有価証券報告書提出会社としては見受けられなかったことなどが理由であった。

しかし、本稿での事例分析によれば、民事再生手続開始決定など上記ケースより前段階の決算時における監査意見表明のための拠り所となる基準が必要なのである。そのため、監査意見に関する会計基準のニーズについて両者の問題意識などに何らかの齟齬が生じたものと思われる。

確かに、継続企業の前提が不成立である場合の判定を含めた包括的な会計基準が設計されれば、監査人にとって有用ではあるが、本

稿における考察によると、少なくとも継続企業の前提が不成立となった決算時における財務報告については、通常的一般目的財務諸表と清算価値で評価される資産及び負債に関する情報で足りる。

結局のところ、監査人にとっての問題が会計基準開発によって解決されなかったのであるが、従来から金融商品会計や税効果会計に関する実務指針等に見られるように、会計基準がカバーしていない領域であっても監査上必要である場合には、公認会計士協会による実務指針が補ってきた実績があるわけであるから、監査人の意見表明のための判断に足る実務指針の作成が必要である。

(注)

- i) 坂柳 (2004) 90-93頁。本研究は、米国企業の事例分析であるが、経営者の主張と監査人の対応に関する理論研究であり、我が国の制度に当てはめて考察されている内容である。また、継続企業に関する監査基準について我が国と米国に大きな差異がないことから、我が国の意見不表明問題に関する重要な先行研究として位置付けられる。
- ii) 林 (2005) 179頁、永見 (2011) 125頁
- iii) 八田・町田 (2013) 157-158頁。この八田の見解に対して、町田は監査基準の理論的な理解からは、意見不表明は意見表明の基礎が得られないときだけに限られるべきとしている。また、鳥羽 (2009) 366頁においては、継続企業の前提が不成立である場合において、継続企業を前提としないで財務諸表が作成された場合における監査人の対応について、清算に関する会計基準が存在しないことを理由に意見不表明とすることが実務上の最も賢明な選択肢としている。
- iv) 蟹江 (2012) 46頁
- v) 鳥羽 (2009) 350頁、山本 (2014) 83頁
- vi) これに対して、監査人による意見不表明を新た

な機能として肯定的に評価する見解もある。例えば、坂柳 (2014) 65頁では意見不表明についての監査制度が再構築されることが期待されるとしている。また、井上 (2016) 48頁では意見不表明の事後的効果として、上場廃止決定の判断における有力な情報となることを示している。さらに、住田他 (2011) 10頁では、意見不表明も除外事項付意見に含まれるという考え方が示されている。

- vii) 監査報告書及び四半期レビュー報告書については、企業情報データベースeolにより、2004年4月1日から2016年12月31日を決算日とする監査報告書について「継続企業and意見and表明しない」、四半期レビュー報告書について「継続企業and結論and表明しない」をキーワードとして全文検索した。また、会社法監査における監査報告書については、「計算書類and意見不表明」をキーワードとして適時開示書類を全文検索した。これらで検索した書類のうち、経営者による経営計画が監査人に提示されなかった等により重要な監査手続が実施されなかったケースを除いた105件を分析対象とした。

- viii) 金商法監査における意見不表明の事例としては、内田橋住宅(株)平成15年7月期、(株)オーアンドエムグリーンクラブ平成16年3月期及び平成17年3月期、ジャパンメディアシステム(株)平成17年7月期及び平成18年7月期、(株)ノース平成17年9月期、(株)中三平成18年8月期・平成19年8月期・平成20年8月期・平成21年8月期及び平成22年8月期、岐阜エフエム放送(株)平成19年3月期、戸出物産(株)平成19年3月期・平成20年3月期・平成21年3月期・平成22年3月期及び平成23年3月期、(株)フレームワークス平成19年5月期、(株)リーテック平成19年6月期、(株)エコワ平成19年12月、(株)セレコム平成19年12月、福井鉄道(株)平成20年3月期、(株)島崎製作所平成20年3月期・平成21年3月期・平成22年3月期及び平成23年3月期、アートコム(株)平成20年4月期、平和奥田(株)平成20年9月期、パシフィックホールディングス(株)平成20年11月期、(株)ゴンゾ平成21年3月期、アートコム(株)平成21年4月期、(株)総和地所平成22年2月期、(株)駿河屋平成25年3月期の33件がある。また、四半期レビューにおける結論不表明の事例としては、東邦グローバルアソシエーツ(株)平成20年12月期がある。さらに、会社法監査における意見不表明の事例としては、(株)フレームワークス平成19年5月期、オー・エイチ・ティー(株)平成20年4月期、アルファ・トレンド・ホールディングス(株)平成20年6月期、(株)アイディーユー平成20年8月期、オックスホールディングス(株)平成20年9月期、パシフィックホールディングス(株)平成20年11月期、(株)テラネット平成20年12月期、(株)ディーディーエス平成20年12月期、(株)倉元製作所平成20年12月期、ゴンゾ(株)平成21年3月期、(株)総和地所平成22年2月期、(株)レイテックス平成22年5月期、(株)ECI平成23年5月期の13件がある。
- ix) 東(2007)159頁
- x) 東(2007)159頁
- xi) (株)総和地所平成22年2月期の監査報告書、東邦グローバルアソシエーツ(株)平成20年12月期の四半期レビュー報告書においては、向こう1年間の資金繰りに不確実性があるとして意見(又は結論)不表明とされた。
- xii) 東(2007)2頁
- xiii) カネボウ(株)平成18年3月期、(株)九州親和ホールディングス平成19年3月期、後述する(株)みらい建設グループ平成20年3月期が類似事例である。
- xiv) 金商法監査における意見不表明の事例としては、東京ファッションタウン(株)平成17年3月期、(株)本間ゴルフ(株)平成17年3月期、利根地下技術(株)平成17年3月期、三和銅器(株)平成18年3月期、(株)東京レポートセンター平成18年3月期、東京臨海副都心(株)平成18年3月期、青山管財(株)平成18年6月期、三和銅器(株)平成19年3月期、(株)クレディア平成20年3月期、(株)スルガコーポレーション平成20年3月期、(株)新井組平成20年12月期、真柄建設(株)平成21年3月期、(株)スルガコーポレーション平成21年3月期、松本建工(株)平成21年3月期、(株)中央コーポレーション平成21年5月期、(株)ライフステージ平成21年6月期、(株)コマース・アールイー平成22年3月期、(株)高滝リンクス倶楽部平成22年8月期、ネステック(株)平成23年3月期、(株)中三(株)平成23年3月期、(株)C&I Holdings平成23年12月期、メルクス(株)平成24年3月期の22件がある。また、四半期レビューにおける結論不表明の事例としては、シーズクリエイイト(株)平成20年6月期、(株)アーバンコーポレイション平成20年6月期、(株)ゼファー平成20年6月期、三平建設(株)平成20年6月期、(株)Human21平成20年7月期、(株)ダイナシティ平成20年9月期、トランスデジタル(株)平成20年9月期、(株)モリモト平成20年9月期、エス・イー・エス(株)平成20年12月期、トランスデジタル(株)平成20年12月期、ニチモ(株)平成20年12月期、(株)中央コーポレーション平成21年2月期、(株)アプレシオ平成21年3月期、ニチモ(株)平成21年3月期、(株)ライフステージ平成21年3月期、シコー(株)平成24年6月期、スカイマーク(株)平成24年12月期の17件がある。さらに、北海道丸井今井(株)平成21年1月期において、重要な関

- 連会社の民事再生手続開始決定を理由とした意見不表明がなされた。
- xv) 金商法監査における意見不表明の事例としては、りんくうゲートタワービル(株)平成17年3月期があり、四半期レビューにおける結論不表明の事例としては、日本綜合地所(株)平成20年12月期、(株)プロ平成21年9月期、(株)日本航空平成21年12月期がある。
- xvi) (株)オリエンタルホテル平成16年11月期
- xvii) (株)エコ・プランニング証券平成23年3月期
- xviii) 同社の既存株主の権利は、清算とともに喪失されたため、これを重視するならば継続企業の前提は否定されるべきと考えられる。これと同様に、後述する日本航空(株)においては、会社更生手続開始決定後100%減資が行われ、既存株主の権利は喪失された。そのため、同社の事業は継続しているが、既存株主の投資は清算されている。
- xix) 鳥羽 (2009) 366頁
- xx) 坂柳 (2004) 93-94頁。本研究は、米国企業の事例分析であるが、経営者の主張と監査人の対応に関する理論研究であり、我が国の制度に当てはめて考察されている内容である。また、継続企業に関する監査基準について我が国と米国に大きな差異がないことから、我が国の意見不表明問題に関する重要な先行研究として位置付けられる。
- xxi) 諮問会議が指摘するように研究報告11は会計基準ではないが、日本公認会計士協会による『会計監査六法』では、平成18年版から平成29年版まで研究報告11が収録されており実務慣行として十分に定着していると考えられ、監査人の判断基準となり得ると考えられる。

(参考文献)

- 東誠一郎編著 (2007) 『将来予測情報の監査－ゴーイング・コンサーン情報等の分析』 同文館出版
- 稲葉喜子 (2013) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性の判断」, 『会計・監査ジャーナル』 Vol.25 No. 1
- 井上普就 (2016) 「監査意見の証券取引所における位置づけ」, 『経営学』 Vol.290, 東京経済大学経営学会
- 蟹江章 (2012) 「監査意見の意義と監査報告書の役割－新起草方針による監査基準委員会報告書に基づく再検討」, 『産業経理』 Vol.71 No. 4
- 財務会計基準機構第24回基準諮問会議議事録「継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発 (事務局による検討)」 2015年7月13日
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/standards_advisory/minutes/20150713/
- 坂柳明 (2003) 「継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応」, 『環境と経営』 第9巻第1号
- 坂柳明 (2004) 「継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応：いくつかの事例を分析して」, 『現代監査』 No.14
- 坂柳明 (2010) 『未確定事項の監査論』 中央経済社
- 坂柳明 (2014) 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応－意見不表明 (意見差控) を導く議論の合理性－」, 『産業経理』 Vol.73 No. 4
- 住田清芽他 (2011) 「監査報告に係る監査基準委員会報告書第59号から第64号 (新起草方針に基づく改正版) の公表をめぐって (座談会)」, 『会計・監査ジャーナル』 Vol.23 No. 9
- 鳥羽至英 (2009) 『財務諸表監査 理論と制度 基礎篇』 国元書房
- 鳥羽至英・秋月信二 (2001) 『監査の理論的思考方－新しい学問「監査学」を志向して』 森山書店
- 永見尊 (2011) 『条件付監査意見論』 国元書房

- 濱本明（2016）「継続企業の前提が不成立である企業に関する公認会計士監査－清算株式会社を中心に」,『商学集志』 Vol.86 No.2
- 八田進二・町田祥弘（2013）『逐条解説で読み解く監査基準のポイント』同文館出版
- 林隆敏（2005）『継続企業監査論－ゴーイング・コンサーン問題の研究』中央経済社
- 山本貴啓（2014）「意見不表明と強調事項」,『會計』 Vol.185 No.4
- 結城秀彦（2016）『多様化するニーズに応える財務報告の枠組みと監査Q&A』中央経済社

(Abstract)

In case of auditor's disclaimer, it is limited when audit opinion is prohibited in GAAS. And the auditor's disclaimer should decrease when there are multiple undetermined matters. However actually there are not a few auditor's disclaimer case about going concern assumption. So it is revealed that auditor's disclaimer due to any deficiency in the ground rules by analyzing the audit standards and the audit practice guidelines and the disclaimer audit report of the going concern assumption. And it is also revealed that it is possible to obtain a rational basis sufficient for expressing opinions based on the theoretical interpretation of existing provisions and existing accounting standards as a solution to that. Therefore we need practical guide about this case.